

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和7年3月13日(2025.3.13)

【国際公開番号】WO2024/005034

【出願番号】特願2024-530895(P2024-530895)

【国際特許分類】

H 0 1 M 5 0 / 3 0 (2 0 2 1 . 0 1)

H 0 1 M 5 0 / 2 1 3 (2 0 2 1 . 0 1)

H 0 1 M 5 0 / 3 5 (2 0 2 1 . 0 1)

H 0 1 M 5 0 / 2 9 1 (2 0 2 1 . 0 1)

H 0 1 M 5 0 / 2 9 3 (2 0 2 1 . 0 1)

H 0 1 M 5 0 / 3 6 7 (2 0 2 1 . 0 1)

10

【 F I 】

H 0 1 M 5 0 / 3 0

H 0 1 M 5 0 / 2 1 3

H 0 1 M 5 0 / 3 5 2 0 1

H 0 1 M 5 0 / 2 9 1

H 0 1 M 5 0 / 2 9 3

H 0 1 M 5 0 / 3 6 7

20

【手続補正書】

【提出日】令和6年11月26日(2024.11.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

「固定軸による固定」

30

ここで、図3に示すように、抑え板34、外側フィルタ38、キャップ26には、四隅に軸孔が設けられている。図3、6に破線で示す固定軸60がこれら軸孔を貫通し、ナット62によって、抑え板34に締め付けられる。なお、図示は省略したが、ケース12の他端側端面にも軸孔が設けられており、固定軸60はこの他端の軸孔を貫通し、その先端にナットがねじ込まれることができる。これによって、固定軸60の端部にナット62を締め付けることで、キャップ26とケース12に固定することができる。なお、固定軸60は、内部の電池30を収容するホルダも貫通するとよい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

40

また、図2, 6に示すように、ケース12は、中空の四角円筒状であり、その内部に複数の電池30が収容されている。この例では、複数の電池30は、ホルダ24に収容されており、ホルダ24は、電池30を個別に支持する本体部24aと、本体部24aの軸方向端部を覆う端部24bを含み、両者をボルト24cで締結している。すなわち、電池30を本体部24a内に収容した後、端部24bを本体部24aにボルト24cで固定する。

【手続補正3】

50

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0054

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0054】

ここで、図1_0に示されるように、電池30は、環状の溝30Aを一端付近に有している。すなわち、電池30の本体となる胴部30Bと電極などが形成される頭部30Cとの間に電池30の側面において周方向に延びた溝30Aが形成されている。この溝30Aは、電池30の外筒(ケース)を一端開口の円筒容器として、その内部に電極体と、電解液を収容した後、筒部の開放端をカシメて封口部材を溝30A上に固定することなどによって電池30において形成される。そして、収容部72のリブ70の内側端を基準にした直径は、電池30の胴部30B、頭部30Cの直径より小さい。なお、上記直径の差は、リブ70の弾性変形可能な範囲(内壁72Aの変形範囲も含む)内となっており、リブ70が変位することで、電池30を収容部72内に挿入することができる。

10

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0072

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0072】

ここで、スリーブ100に設ける穴は、スリット102、丸穴104に限定されることなく、膨出部70Aを受け入れられれば、どのような形状であってもよい。また、このスリーブには凹部として貫通した穴ではなく、窪みが形成されてもよい。

20

30

40

50